

1. 基本情報

1-1. 貴ジオパークにおけるジオサイトの数

約10

35

34

41

16

24

30

7

17

13

主要ジオサイト 23

21

20

33

37

選定中

10

22(ジオスポット数は100)

現在、調査・検討中

122

69

検討中

ジオサイト 16 ジオポイント100

46(現在検討中)

73

未確定

57

73
65
60
61
48
ジオサイト48 ジオポイント130
45
51

1-2. ジオサイトの設定基準



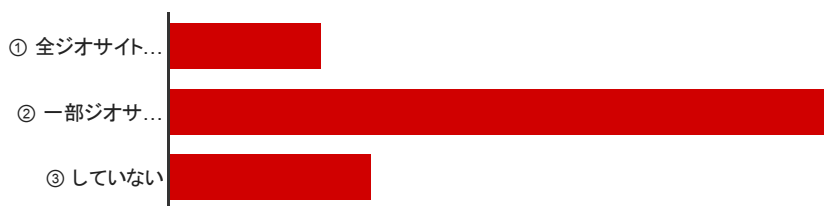
対象物を1サイトと数える	21	52.5%
複数の対象物の集合を1サイトと数える	13	32.5%
その他	6	15%

1-3. ジオパークの諸活動は、保全 (conservation) を前提に行なわなければならないことを知っていますか



はい	40	100%
いいえ	0	0%

1-4. 各ジオサイトにおける、管理状況・利用状況など、保全に関する情報を把握していますか



① 全ジオサイトにおいてしている	6	15%
------------------	---	-----

- ② 一部ジオサイトにおいてしている **26** 65%
- ③ していない **8** 20%

1-5. 上記で②と回答された地域の方にはうかがいます。それは全体の何%ですか

文化財としては15%だが、山や扇状地を含むため正確な数値を出すことは難しい
35
25%程度
算出不可
15%
25パーセント
30
およそ20%
20
100%
80パーセント
70%くらい
10%
10
70%
約20%
検討中
66.7%
80%
不明(全体が未定)
約80%
60%
ジオサイトベースで31/37が自然公園もしくは文化財指定物が存在する

1-6. 風化などにより自然状態で変化が進んでしまうジオサイトはありますか



- ある **40** 100%
- ない **0** 0%

1-7. 「ある」場合、そのジオサイトの調査、モニタリングをしていますか

糸魚川ー静岡構造線の断層露頭(市天然記念物)の破砕帯。管理者の教育委員会が定期的

に調査、露頭の清掃活動を行っている。
調査やモニタリングはしていないが、他の目的(ツアーや講座等)で訪れた際に状況を確認している。
平成27年度より、ジオガイドと連携したモニタリングを開始した。
ジオツアーや研修時にジオガイドが目視で状況を確認している。
平成27年度より、調査およびモニタリング方法を含めた保全計画を策定予定
ジオツアーなどの機会に写真は撮ってはいるが、それを活用してのモニタリング等はしていない。
平成27年度に空撮等を行い現況確認を行い、今後のモニタリング計画を策定する予定である。
協議会構成ガイド団体によって、モニタリングしている。
していない。
天然記念物、国立公園区域等一部
不定期なジオサイト見回りによるチェックを実施
特にしていない。
毎月1回程度、随時現地の状況を見回っている。文化財指定を受けているものについては、調査も随時行っている
調査を予定している。
一部で調査を行っている
炭鉱遺産については、大学による学術調査を継続的に実施 一部ジオサイトの風化等は目視による現況確認
変化したサイトの現地調査を実施している
なし
天変地異または人為的事故等による著しい変化があったときは、調査を行っている。
不定期に調査し、対応策を検討している。
世界遺産以外は、自然の状態を維持
現在していないが、今後の課題である。
定期的な調査・モニタリングはしていない
定期的にジオサイトを訪れ、浸食状況などを確認している。また、自然災害など、突発的な事象によってジオサイトの一部が改変された場合も、その状況を事務局内で共有する。事態が深刻な場合は、関係機関にも情報を共有し、場合によっては復旧を依頼する。
されている
している。
実施していない。
していない
いいえ
ガイドや住民団体に、ジオサイトに変化や異常があった場合には報告をお願いしている。
協議会としては行っていない。各市町・環境省などが実施している。
桑ノ木台湿原 九十九島
一部のジオサイトにおいて、動植物(高山植物、高山蝶)の状況について、調査、モニタリングを行っている。
まだジオサイト候補地であるが、風化でデブリスがたまっているところが2~3箇所ある。

事務局が該当のジオサイトに行って直接確認する場合と、地域住民や地域団体から情報を得る場合がある。

1-8. ジオサイトの保全について、専門的な見地から意見を述べられる専門家はいますか



いる 27 67.5%
 いない 13 32.5%

1-9. 「いる」場合、その人の立場をお書きください

推進協議会委員
産業総合技術総合研究所OB、筑波大学現役教授及びOB、防災科学技術研究所、茨城県委嘱環境アドバイザー等各種専門家20名程度(教育・学術部会員)
推進協議会 研究専門員
大学教員
文化財関係:元大学教員、学芸員(考古学) 地形地質関係:大学教員、地質コンサルタントほか(学識顧問)
博物館学芸員、専門地質学、協議会学術部会 博物館顧問、専門地質学、協議会学術部会ほか
文化財関係:大学教員(専門:考古学、森林環境) ジオパーク関係:推進協議会アドバイザー(専門:地質学) 環境関係:大学教員(専門:農学) 伝統的建造物群保存地区全般:町並みまちづくりアドバイザー 伝統的建造物群保存地区保存審議会学識委員:大学教授3名
阿蘇ジオパーク推進協議会顧問(熊本大学名誉教授)、阿蘇ジオパーク専門家委員など
推進協議会アドバイザー:大学名誉教授、建設コンサルタント支店長
福島大学教員 福島県野生動植物アドバイザー
推進アドバイザー、協議会専門部会員
当推進協議会アドバイザー、地質学者、大学教員、博物館学芸員ほか関係者、
大学教員、専門(保全生態学)、推進協議会学識顧問
地形・地質・生物・生態・文化財専門の大学教員、環境省長野自然環境事務所、国交省松本砂防事務所、同高田河川国道事務所、林野庁上越森林管理署、新潟県地域振興局、NPOジオプロジェクト新潟、糸魚川市文化財保護審議会委員
専門地形学研究者、大学教員、高校教員
熊本地質調査業協会 副会長 熊本大学大学院地球科学研究科 教授
産業技術総合研究所、防災科学技術研究所、筑波大学等
県職員、大学教員等(推進協議会顧問)
大学教員、研究機関の職員

大学教員ではないが、下記地域団体の中心メンバーには保全に関する専門的な知識を持つ方がいる。

環境省、国土交通省、富山県知事政策局、学芸員、大学教員

北海道大学名誉教授ほか、協議会の学識顧問

環境省 中国四国地方環境事務所 自然保護官

大学教員、高校教諭、産業考古学

元文化庁、専門地質学、推進協議会学識顧問等

1-10. 保全を目的とした地域団体はありますか



ある 23 57.5%

ない 17 42.5%

1-11. 「ある」場合、その団体についての情報をお書きください

日本ジオパーク下仁田応援団、118人 荒船風穴友の会、600人

「中央構造線板山露頭の会」約100名 ジオサイト板山露頭を整備している。会員は地元の住民。

NPO法人ネイチャークラブにいほり(21名)、ふれあい筑波(NPO地球緑化センターつくば活動グループ)(100名)、つくばフォレストクラブ(32名)

箱根を守る会

NPO法人サステイナブル総合研究所

公益財団法人 阿蘇グリーンストック

環境省 中国四国地方環境事務所 土佐清水自然保護官事務所 林野庁 四国森林管理局 四万十森林管理署 竜串自然再生協議会(個人26人、18団体、26行政各部署) 任意団体 足摺岬の自然を守る会 任意団体 竜串の自然を守る会

任意団体(北三陸ジオパーク推進連絡会、くんのこほっば愛好会、碁石こはく村調査保全伝承会)

十勝自然保護協会

NPO法人 富山自然保護協会(理事 27人/正会員 427人/準会員 58人)

任意団体、余山貝塚美化の会、79名

自然保護団体など

裏磐梯エコツーリズム協会(ガイドも行うが、主体的に保全活動を行っている)

任意団体、アポイ岳ファンクラブ、会員250人

(公益財団法人)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団(市審議会)栗原市文化財保護審議会、環境審議会(任意団体)栗駒の自然を守る会

丸瀬布昆虫同好会

隠岐自然倶楽部:任意団体

笹川の景観を守る会

文化財関係:宇和郷土文化保存会(一般社団法人) 会員数476名 文化財関係:笠置文化保存会(任意) 会員数33名 環境関係:エコグリーン西予 会員数60名 環境関係:伊賀上ロマンの里づくり会 会員数40名 環境関係:宇和コウノトリ保存会 会員数41名 環境関係:ツル・コウノトリと共生する山田の会 会員数382名 伝建関係:卯之町町並み保存会 会員数65名

任意団体、美祢市自然保護協会、約1,000名 任意団体、秋吉台の自然に親しむ会、約90名 任意団体、秋吉台パークボランティアの会、約60名 任意団体、秋吉台地域エコツアーリズム協会、約50名 任意団体、秋吉台草原ふれあいプロジェクト、約40名 任意団体、別府水上会講、約40名 任意団体、カキツバタを守る会、約30名 任意団体、長登銅山保存会、約15名 など多数

任意団体 ハツ面川朝日堰流域水路管理組合 49名 任意団体 由利本荘市水源の森育成会 134名 任意団体 九十九島の松をまもる会 120名

2. 国の法的規制について

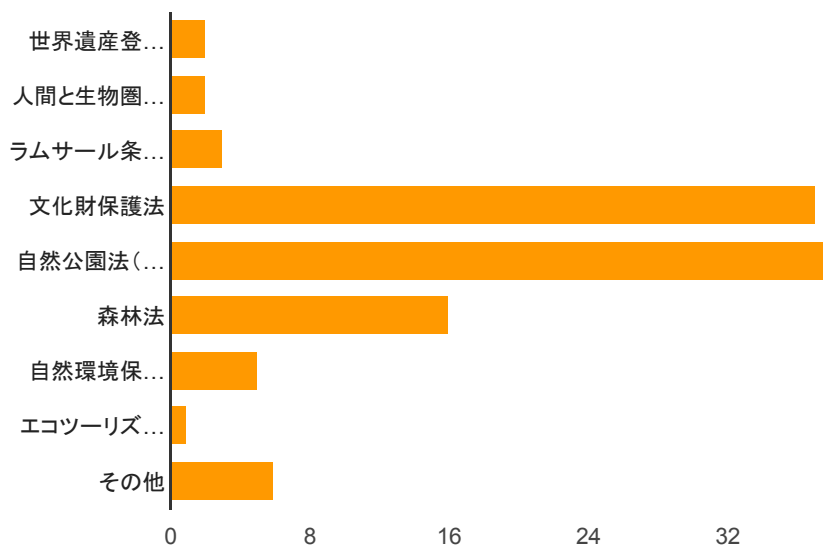
2-1. 既存の法的規制により保護対象となっているジオサイトはありますか



ある 39 97.5%

ない 1 2.5%

2-2. 「ある」場合、その法的規制の種類について回答ください(複数回答可)



世界遺産登録地	2	5.1%
人間と生物圏計画におけるユネスコエコパーク	2	5.1%
ラムサール条約登録湿地	3	7.7%
文化財保護法	37	94.9%
自然公園法(国立公園, 国定公園, 都道府県立自然公園)	38	97.4%
森林法	16	41%
自然環境保全法	5	12.8%
エコツアーリズム推進法	1	2.6%
その他	6	15.4%

2-3. 上述の諸制度を所管する機関がジオパークの運営組織に参画、もしくは連携していますか



している	29	74.4%
していない	10	25.6%
その他	1	2.6%

2-4. 「している」場合、参画または連携している機関と、その取り組みについてお聞かせください

- ・環境省中国四国環境事務所隠岐自然保護官事務所 隠岐世界ジオパーク推進協議会アドバイザーとして、環境教育、地形・地質資源調査、資源活用計画など連携して実施している。
- ・構成市町村 教育委員会部局(文化財審議委員会)と連携し、天然記念物などの文化財指定による保護に取り組んでいる。
- 環境省白山自然保護管事務所、林野庁石川森林管理署が推進協議会、白山市教育員会がメンバーとなって活動している。具体的なジオパークに関する取組みはまだそれほどないが、情報共有や、看板設置時などに、ジオパークに関する内容を含むなど、連携をすすめている。白山ユネスコエコパーク協議会とは事務局をまったく同じ部署で持ち、連携関係にある。
- 環境省宮古・八戸・大船渡自然保護官事務所 イベント等での連携や情報交換を密に行っている。
- 参画・連携はしているものの、目立った取組はない。
- 環境省 関東地方環境事務所 推進会議への参画、共催での事業の実施
- 推進協議会に協力機関として参加 相互の取り組みへの協力(自然再生事業、研修講師等)
- 環境省長野自然環境事務所:協議会参加、連携協定締結 林野庁関東森林管理局上越森林管理署:協議会参加 新潟県糸魚川地域振興局:協議会参加
- ・環境省九州地方環境事務所鹿児島自然保護官事務所・協議会への参加、霧島錦江湾国立公園に関する会議への参加、保全等に関する相談など

①佐渡市世界遺産推進課文化財室 指定区域内を調査する際の事前相談・申請業務に関する連携を行っている。佐渡ジオパーク推進協議会に世界遺産推進課長がメンバーとして加入。
②佐渡市環境対策課 指定区域内を調査する際の事前相談・申請業務に関する連携を行っている。③新潟県地域振興局 指定区域内を調査する際の事前相談・申請業務に関する連携を行っている。

環境省箱根自然環境事務所(協議会顧問)

・環境省、森林管理署 ジオサイトを含めた登山道の整備、保全の啓蒙方法についての検討

環境省自然保護官事務所 :ジオサイトの草刈りなど、作業現場同席。協議会にも加盟していません。

下北地域県民局、森林管理署

国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所 林野庁東北森林管理局宮城北部森林管理署 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所 宮城県栗原地方ダム総合事務所(公益財団法人)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

機関:秋田県、東北森林管理局 取り組み:ジオサイトの保全方針策定

下仁田町庁舎内で、観光・ジオパーク、世界遺産など産業観光関連の連絡会議で情報共有を行なっている

「上高津貝塚」を有する上高津貝塚ふるさと歴史の広場は、教育・学術部会に参加し、ジオパーク構想そのものに携わっている。「平沢官衙遺跡」に関する取り組みを行うNPO法人平沢歴史文化財フォーラムの会員は市民活動部会に参加し、活動を盛り上げている。筑波山は国定公園であるので、県の担当課と密に連絡をとりながら、看板設置等を設置している。

市役所文化財保護担当⇒ジオガイド養成講座の講師 市役所環境衛生課⇒2014年度環境フォーラム開催(題目:コウノトリとジオ、講演:中貝豊岡市長) 庁内の推進委員会⇒年1回集まって意見交換会

北海道の関係機関(文化財保護法・自然公園法・森林法の所管機関)に、ジオパーク推進協議会のオブザーバーとなってもらい、必要に応じて調整、協力を行っている。

環境省阿蘇自然環境事務所

環境省:国立公園内における登山道の整備と管理。および多国語解説版の設置。長崎県:県立自然公園内における国語解説版の設置。島原市:市内の文化財のジオ的活用に関するサポート 雲仙市:市内の文化財のジオ的活用に関するサポート 南島原市:市内の文化財のジオ的活用に関するサポート

森林管理署、黒曜石産地が国有林および保安林指定地に位置しているため、保全と活用について協議を行っている。

構成6市の文化財課や茨城県環境政策課と密に連絡をとり、情報交換や看板設置について相談している。

伐採、開発行為を実施する場合は、それに伴う届出を長野県へ提出するよう指導している。

環境省天草自然保護官

当地域には環境省の自然保護官が常駐しており、推進委員会の委員となっている。ジオパーク推進事業の自然環境や保全に関する取り組みにおいて要となって活動している。

環境省裏磐梯自然保護官事務所 磐梯山ジオパークのジオサイトに対する保護保全計画策定業務の監修

教育委員会、環境省 現在行っている文化的景観の取組みがジオパークの範囲を含んでいる。

協議会委員への就任

2-5. 上述の法的規制にもかかわらず、地学的遺産(geoheritage)の保全についての問題が生じていれば、その具体例をお書きください

ヒスイ峡2ヶ所(いずれも国指定天然記念物)の盗掘
・化石の研究の保全と活用のバランスの考え方の違い
法的規制の指定地であるが、化石や岩石などの盗掘がある
人為的な問題はない。
特になし
住民の生活に必要な道や港の整備により、やむを得ず本来の自然の姿が改変されることがある。
・国立公園内での不法採取が行われている。
無届で大学機関等などの団体が岩石や化石の採集を行うこと。
法的規制:田穂の石灰岩というジオポイントがあり、そこは県の天然記念物に指定されているが、檻で保全している所が一部となっており、他の場所はハンマー等による盗掘が見られる場所がある。法的規制外:河原にある化石,海上にある地層が流水による浸食でいつか無くなってしまう恐れがある。
大正13年に国の天然記念物に指定されたが、適正な保護がなされなかったため盗掘され、現在は全くなくなってしまった。
・岩塊斜面における周囲の植生の進出(自然のなりゆき)(地学的遺産ではなく、生態系遺産ですが)・風穴地帯において、踏み荒らしによる苔生息地の荒廃
登山道を整備した場所に設置した看板類に、希少植物や岩石を記載したことによって顕在化した盗掘行為。平成新山等、警戒区域に入域する人がいる(目撃情報あり)
把握していない。
法的規制の指定地であるが、岩石・鉱物資源の盗掘が行われている(申請無しでの採取が行われている)。
釣り人がえさの採取のために、露頭を破壊する
国立公園内や文化財であるにも関わらず、化石の盗掘は時折問題になる。国立公園内で採取などの行為が禁止されていることを、知らない人たちがいる。国立公園内に入っていることを把握していない人たちがいる。
現状で大きな問題は生じていないが、地学的遺産の価値に対する意識が低い今後発生する可能性はある。

2-6. JGN認定以降(あるいは認定に向けた取組み)で、法的に規制がかかったジオサイトはありますか



ある 6 15%
 ない 34 85%

2-7.「ある」場合、その数をお教えてください

2
2
1
14
計画中

2-8.「ある」場合、その背景、取組み内容、適用となった法律・条例・規則についてお聞かせください

22番ジオサイトの「柱状節理」→安山岩溶岩で出来た石の柱ですが、町の天然記念物として指定された他、県の天然記念物へも登録となる見込みです。

平成25年10月17日に「大鹿村の中央構造線」として北川・安康露頭が国指定天然記念物に指定されました。

散策コースの変更・追加が難しい

世界遺産の登録 考古遺物の発見

・国指定名勝「ピリカノカ」の構成資産の1つとして、瞰望岩ジオサイトが指定を受けた(文化財保護法・H23年2月指定) ・北海道指定有形文化財(建造物)として、北海道家庭学校礼拝堂が指定を受けた(文化財保護法・H27年3月指定)

親不知、国名勝(指定H26年3月)「おくのほそ道の風景地 親しらず」、文化財保護法

栗駒山麓ジオパーク推進協議会の構成員として、各関係機関に協力をいただき承認いただいております。ただし、法的規制の範囲内での活用としております。

2-9. 法的に規制されているジオサイトについて、活用面で困っていることはありますか

国定公園内には、他のジオサイトに誘導する看板などが設置できない。

国の史跡に指定されている場所に露頭があるが、そのクリーニングが行えず、観察に支障をきたすケースがある。

看板設置が自由にできない。

看板、のぼり旗の設置が自治体裁量でできない。

特にありません。まだ困るような場面に遭遇してはなく、今後困る可能性が出てくる。

ジオサイトとして設定した箇所には、制限があることから、その制限の範囲内で工夫をしながら実施しております。協議が必要な個所については、関係機関の指導を受けながら可能な範囲内で事業を行っております。

看板の設置や移設等が自治体裁量でできない

看板やのぼり旗、横断幕などの設置、また撮影の許認可などが自治体裁量でできない上に、時間がかかる場合がある。

特になし

調査や解説板設置に許認可が必要となるため、時間が掛ること

山頂周辺のジオサイトは車両乗り入れが禁止されているので、観光客にとっては不便であり、身障者や高齢者は楽しむことができない。

看板の設置や駐車場の整備が自治体裁量でないことや、来訪者が喜ぶ「化石発見」などのイベントでも、持ち帰ることができず残念がっている点など

<p>国有林内のジオサイトについて、その都度、森林管理署への入林許可申請が必要であり、事前申請のない立入はできないため、ふらっと訪れた来訪者への対応ができない。</p>
<p>看板の設置が自治体裁量でできない。</p>
<p>ジオパークとしての解説看板の設置は、しておきたいところだが、そこはやはり規制地域であり、設置することで保全面や景観を壊しかねないので、困るということではないが、活用に悩むところ。</p>
<p>ない</p>
<p>看板類の設置について規制が多い、ジオパーク運営側の裁量が少ない。</p>
<p>国立公園内などには、自治体裁量で看板等が設置できない。峡谷を利用した川下りなどをしてきたが、崩れかけの樹木によって、実施できなくなった。自然公園内であり、簡単に樹木の除去ができなかった。</p>
<p>看板の設置が自治体裁量でできない</p>
<p>看板の設置に際し、板面や躯体の色の規制などで制約がある。</p>
<p>焼山(活火山、国立公園、国有林)入山について、環境省は入山可、林野庁は林道管理者として林道使用不可。登山道入り口に、入山可と立ち入り禁止の看板があり、入山者が戸惑う状態にある。</p>
<p>解説看板・道標の設置に関する許可に時間がかかる。学術目的での岩石採取などの申請に時間がかかる。教育目的での岩石採集に申請手続きなどが必要になり、夏休みの課題研究の実施に支障が出ている。</p>
<p>県指定文化財の鍾乳洞に、立ち入り制限があるため、利活用が難しい。</p>

2-10. 上記に関わり、ジオパーク活動を通じて解消されたことなどあればお聞かせください

<p>特になし</p>
<p>当地域は自然公園法規制により、開発行為が何もできないイメージがあったが、推進委員会に自然保護官を迎えたことにより、保全と活用について協力的な関係を築くことができた。</p>
<p>佐渡ジオパークHPに「調査研究のマナー」を掲載することにより、佐渡へ調査に入る団体と調査内容の把握を行うことができるようになった。また、ジオパークで新設した看板等に注意書きで規制を伴うことを明示している。</p>
<p>現在のところ上記の問題については解消されていない。</p>
<p>合併協議や平成20年岩手宮城内陸地震、東日本大震災などにより関係機関との連携が図られました。このこともあり、ジオパーク活動の推進においても、連携を密にし、相互協力しながら事業を実施したことがスムーズな運営につながっておるものと感じる。</p>
<p>入山規制があったマイコミ平(カルスト地形、新潟県自然環境保全地域)について、新潟県、鉱業権者、糸魚川市、地元による協議によって、保全とツアーが両立できる仕組みを構築できた。</p>
<p>協議会事務局と文化庁や県、市の担当者を交えた意見交換会および現地視察が開催された。</p>
<p>環境省九州地方環境事務所鹿児島自然保護官事務所に協議会に参加していただいたことで、看板設置等の際に、保全に関する規制等について相談できた。</p>
<p>他のジオパークにおける地域住民による自主的なジオサイトの保全(主に清掃活動)の事例を共有したところ、その取り組みが本ジオパークでも広がりを見せた。</p>

3. 各自治体の法的規制の例について

3-1. 各自治体の条例・規則により保護対象となっているジオサイトはありますか



ある 25 62.5%

ない 15 37.5%

3-2. 「ある」場合、該当する条例・規則についてお聞かせください

山口県文化財保護条例 山口県文化財保護条例施行規則 山口県自然環境保全条例 山口県自然環境保全条例施行規則 美祢市文化財保護条例 美祢市文化財保護条例施行規則 美祢市特別天然記念物秋吉台管理条例 美祢市特別天然記念物秋吉台管理条例施行規則 美祢市秋吉台洞窟保護管理条例

文化財保護に関する条例など

文化財保護条例

鹿児島市都市景観条例

鹿追町文化財の保護に関する条例

隠岐の島町環境保全条例

白山市文化財保護条例

各市町村(例えば阿蘇市文化財保護条例など)で保護対象となっているジオサイトがある。

佐渡市文化財保護条例により天然記念物に指定され、保護されている箇所があり、現状変更するときは教育委員会の許可を受けなければならない。

糸魚川市文化財保護条例 糸魚川市環境基本条例(自然環境対象、行動指針のようなもの)

糸魚川市環境美化推進条例(生活環境対象、行動指針のようなもの)

文化財保護法

銚子市文化財保護条例

秋田県文化財保護条例、湯沢市文化財保護条例

北海道文化財保護条例、遠軽町文化財保護条例

伊達市文化財保護条例 豊浦町文化財保護条例 壮瞥町文化財保護条例 洞爺湖町文化財保護条例

青森県自然環境保全条例

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例

愛媛県文化財保護条例、西予市文化財保護条例、西予市文化財保護条例施行規則、西予市伝統的建造物群保存地区保存条例、西予市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

鳥海山の高山植物その他の植物で構成されるお花島保護条例

箱根町—文化財保護条例(ジオサイト「白石地蔵」)

3-3. 条例・規則ではないが、独自の保全ルールなどを定めていますか



ある 6 15%
ない 34 85%

3-4. 「ある」場合、その保全ルールについてお聞かせください

ゆざわジオパーク保護・保全方針
○化石が産出する露頭 ⇒年々産出量が少なくなっているため、ジオパークで活用する際には「採集できる化石は一人2つまで」としている。○調査研究のマナー掲載 ⇒佐渡ジオパークHP内に「調査研究のマナー」を掲載し、事前に申請が必要であることの周知を行っている。
「特別天然記念物 国定公園 秋吉台保存管理マスタープラン」発行年:昭和48年 発行者:山口県・山口県教育委員会・秋芳町・美東町「史跡長登銅山跡保存管理・整備基本構想」発行年:平成19年 発行者:美祢市教育委員会「長登銅山跡保存管理計画」発行年:平成24年 発行者:美祢市教育委員会
砒素を含む鉱山の入山に関して警察による入山規制をかけている。化石採集地近辺の露頭の保全に地域の方に協力いただいている。
資料館に調査許可申請書を提出させること
ゴミの投げ捨て等防止重点地区の指定 喫煙禁止地区の指定 自動販売機設置届出地区の指定

3-5. 法的あるいは独自の保全ルールを定めているにもかかわらず、それが順守されていないなど具体例があればお書きください

特になし
糸魚川ー静岡構造線断層露頭(市指定天然記念物)の断層破碎帯の風化。地質・岩盤崩落・保全の専門家と地元からなる専門委員会を立ち上げ、保存と公開を両立できる方法を審議中である。
アンモナイトなどの化石が依然から有名な街であることから、アマチュアの化石コレクターなどが無断で発掘等を行っている。
コレクターによる鉱物の採集や盗掘
希少植物を採取する人(マニア)が稀にいる
頻繁ではないが、過去にエリア内で植物の盗掘が報告されている。
・マニア、コレクターによる不法採取が行われている。
特に、植物の盗掘が目立つ(ジュンサイ、山野草等)。
国有林内のジオサイト(主に風穴)にもかかわらず、蝶などの昆虫採集のため、勝手な立入やサイトの一部が破壊されているなどがある。
化石産地での盗掘(ネットオークションでの取引もある)、希少野生動植物の盗掘や採取がある。

把握していない

ジオパーク推進協議会主催の行事の際には職員が同行するため、保全ルールを伝え、守ってもらうことが可能だが、独自に露頭へ行き採集する場合は規制することができない。国立公園内の巡視を行う「新潟県自然環境保護員」が5名おり、定期的に見回りを行っているが、盗掘等まで把握できていない。

4. 法などで保護されていないジオサイトについて

4-1. 法などで保護されていないサイトについて、開発行為等が生じた場合、何らかの対応が講じられる体制にありますか



ある 5 12.5%
ない 35 87.5%

4-2. 「ある」場合、それはどのような対応ですか。また、その体制についてもお聞かせください

主に当地域で開発行為をおこなう部署は東京都及び大島町であるが、所管部署の長が推進委員会の委員であるため、万一ジオサイトに行為が及ぶ場合には推進委員会での議案となる体制が整っている。しかし、民間が行う開発行為については、この限りではない。

行政機関を通じた話し合いなど

公共事業の際、施工前に大学教員等の専門家が立ち会い、施工方法等のアドバイスを行う。

開発行為については、栗原市土地開発指導要綱で定めしており、その審査する構成員にジオパーク推進室の所管担当がいることからチェック可能となっている。

糸魚川市環境基本条例による対応、たとえば、事業者への規制措置など。大規模な開発については、事前協議の対象になる。

4-3. 法などで保護されていないサイトについて、保全のための仕組み作りに向けて何か活動が行われていますか



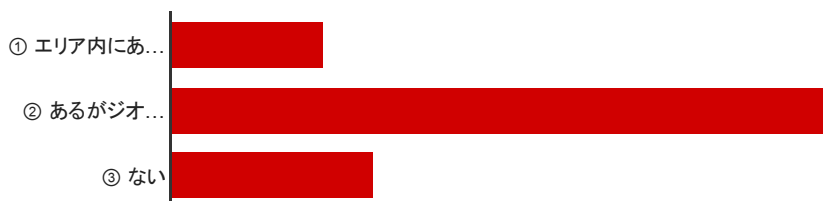
行っている(計画も含む) 15 39.5%
行っていない 23 60.5%

4-4. 「行っている」場合、それはどのような活動(計画)かお聞かせください

行政を通じてジオサイトの地権者にその重要性や保全について説明している
ジオサイトにおいて、活用と保全の両方の視点を盛り込んだ保護保全計画を普段案内する機会が多いジオガイドと共に策定中
ジオツアー実施時などのインタープリター実地踏査により現況確認を行っている。
天草ジオパーク地域内学術調査認定申請書を作成予定。
遠軽町生物多様性地域戦略を策定中であり、その中で保全のための仕組み作りに向け活動を行っている
・エコツーリズム推進法に基づく保全計画を平成27年度に策定する予定である。
炭鉱遺産学術調査を継続して実施し、炭鉱遺産自体の価値や保護等の必要性についての評価を行っており、市の敷地や所有地以外にある炭鉱遺産について、取り壊し等の検討がされた場合に、サイトの重要性や必要性について明確に示すことができるようにしている。近代化遺産として炭鉱遺産の文化財・史跡化に向けた検討を行っており、学術評価や図面調査、現況調査などを行い、文化財等の取得可能性が明らかになった段階で、申請を行っていきたい。
定期的な岩屑なだれ岩塊の取り除きのモニタリングを行っている。
今後検討予定
ジオサイトの清掃活動
保全全般を監視・審議するようなジオパーク組織の構築は今後の課題。
地域住民や地域団体との意見交換
景観条例の制定に向けて活動中
保護する策はとられていないが、「白山手取川ジオパークの資源保全に係る情報提供に関する協定」を郵便事業株式会社(当時)・郵便局株式会社(当時)と結び、郵便物の集配業務等を行う中で対象物を監視する体制をとっている。
ジオパーク独自の保護・保全方針を策定した。今後、その方針に基づいて具体的な保護・保全方針を検討していく。
看板表示などで、保全を呼びかけている。

5. ジオパークエリア内の採石場・鉱山について

5-1. ジオパークエリア内で現在も採掘を行っている採石場(鉱山も含む、以下の設問も同様)はありますか



① エリア内にあり、ジオサイトに設定している	6	15%
② あるがジオサイトから除外している	26	65%
③ ない	8	20%

5-2. ①と回答された地域にうかがいます。その資源名と、どのような理由(基準)からジオサイトに設定しているかお聞かせください

国定公園内で県の基準に基づいて岩石を採取している。

扇状地の大部分をジオサイトとしているため、扇状地上で行われている採石活動が含まれる。扇状地を面以外で設定することは考えにくいことと、虫食いにするにしても、扇状地上の採石活動は、場所をたえず変えるため、虫食い設定も難しいため。なお、鉱石採掘地はジオサイトより除外している。

鉱物資源:リモナイト リモナイトは現在も生産されている再生可能な資源である。また、リサイクルも可能なため再生能力を超えるほど採取する必要がない。資源の管理者は大地の資源を活かし生活に活用している良い例として教育活動にも力を入れているためジオサイトとして設定している。

上館山火山灰採取場 洞爺火砕流堆積物などから火山灰と軽石を採取

※採石場をジオパークとして見学することは無いが、佐渡全島がジオパークの範囲の為、ジオサイトに含まれている。

5-3. 採石業者(鉱山会社、以下同様)は貴協議会等に参加していますか



① 参加している(個人での参加も含む)	3	8.6%
② 参加していないが連携している	7	20%
③ 参加していない	25	71.4%

5-4. 5-3で②と回答された地域にうかがいます。採石業者あるいはその関係者とのような連携をしていますか。

連携していない

学術研究等による見学希望者があれば、協力してもらうよう連携している。

ジオパーク活動への理解・協力を得ている。

サイトには指定していないが、ジオツアーで採石場を見せてもらうことができる。

・保全活動や講演会などのイベントへの協力(例:秋吉台の草刈活動)・意見交換の実施

ツアーコースの一つとして、鉱石採掘場の見学などが行われている。教育事業で、現地見学の一つとしてりようしたことがある。

学習会で見せる、歴史を紹介する、技術を紹介する。

・黒曜石の教育的活用について連携している。

5-5. 5-1で②と回答された地域にうかがいます。稼働中の採石場について、ガイドツアー

一や博物館活動、学校教育などで活用することはありますか



ある 11 47.8%

ない 12 52.2%

5-6. 「ある」場合、その採石場自体をどのように活用していますか。また、展示標本以外で採石場から得た資源を活用することがありますか

採石場で出た端材を秋吉台科学博物館での化石採集体験用(修学旅行・社会教育団体向け)に無償提供していただいている。

おもに、小中学生向け教育旅行のオプションとして、採掘体験を実施しており、原石標本での解説も行っている。

採石場を見学し、地質学的な解説と、産業的な解説を行い、見学者にかんらん岩の価値を考えてもらう。採石場に隣接する採石場跡地での復元・緑化事業についても理解をしてもらう。展示標本以外で、採石場から得た資源を活用することはない。

露天掘り炭鉱を行っている場所で、巨大なスケールによる地層やその形状、石炭層などの見学のみを実施。資源として活用することはない。

活用を検討中

ガイド養成講座等で、地質について学習するフィールドにしている。展示標本以外の活用は、特になし。

・大学や研究者の地質巡検等で活用している。・学校での教材として活用している。

採石場を見せる。

ジオツアーで見せることはある(あった)。資源を活用することはない。破材等は活用する可能性はある。

地層観察会

5-7. 5-5で「ある」と回答された地域にうかがいます。ガイドツアーや教育活動において採石場を案内する際、どのような解説をしていますか

ジオサイトではないが、見学するうえで理解しやすく優れた教材であり、三笠ジオパーク内における化石や石炭の採取はできないことを前段のオリエンテーションで伝える。

主に、採石場の職員に、日々の仕事について、石の割り方等の解説をしてもらっている。

採掘利用の歴史、地質と成因、現代の利活用などについて解説している。

・ジオパークは地域資源の保全・保護を前提としている活動であり、巡検等では見学地として案内しているが、一般のツアーでは案内をしていないなど、ジオパークの理念や隠岐ジオパークの活動内容について説明をしている。

そこに鉱物(石灰岩)が存在する理由や鉱物内からでる化石の説明

花崗岩の恵みと石材業の発展の歴史、保全について。

普通の観察を行い、採石場の保全の点では述べていない。

採石場や採土場は、ジオパークで重要視している資源の保護・保全の理念に反するが、過去から地域生活に密接に関連している産業であり、また地質をよく観察できる露頭なので学習の場になっている。ジオサイトとしてツーリズムに活用することは不適切である旨の説明をしている。採石場を見学し、地質学的な解説と、産業的な解説を行い、見学者にかんらん岩の価値を考慮してもらおう。採石場に隣接する採石場跡地での復元・緑化事業についても理解をしてもらおう。

5-8. 採石場の保全と活用について、困っていることなどありますか

ガイドラインや審査基準が不明瞭で扱い方がわからない

既存のジオパーク、特に世界ジオパークにおいて採石場はどういう扱いなのか、その本音と建前を知りたい。

GGNのガイドラインにも、具体的な事例に即した説明がないので、保全と活用の運用について戸惑う場合がある。また、GGN地域の実例も参考になると思われるが、同じ課題についても対応もまちまち、審査員の指摘もまちまちなので、これも困る。採石場は良くてて鉱山が悪いという言説もあるようだが、意味がよくわからない。

特になし

・ガイドラインや審査基準が明確となっていない。

採石場や工場などもジオツアーのコースに組み込みたいので、可能な部分での活用を検討している。

ガイドラインや審査基準が不明瞭で扱い方がわからない。当地域は採石場がジオサイトになっていることが理由で認定見送りとなった。

ガイドラインや審査基準が不明瞭で扱い方がわからない。

採石場跡はジオポイントに含めている。地域の暮らしや成り立ちがその採石場がきっかけであればジオポイントに含めてもいいのではないかと個人的には思います。

ジオパークにおける、扱いが不明瞭で、ジオサイトには入れないが業者とのつながりも持っているなど、あいまいな扱いとなっている。

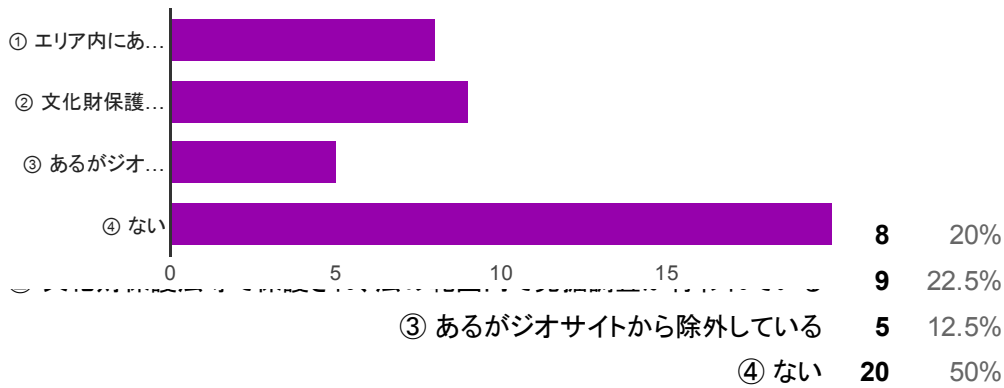
ガイドラインや審査基準が明確に示されていないため扱い方が分からない

保護保全の観点で「採石」がジオパーク的に問題になるのは理解できるが、歴史や文化の礎を築いてきた採石場について、古い時代の跡地は歴史的な観点でジオサイトとしても問題ないのに現役の採石場を見どころとするのは問題ありとなるのは考え方が不明瞭ではないか。（過去から現在までのつながり・延長が歴史では！？）

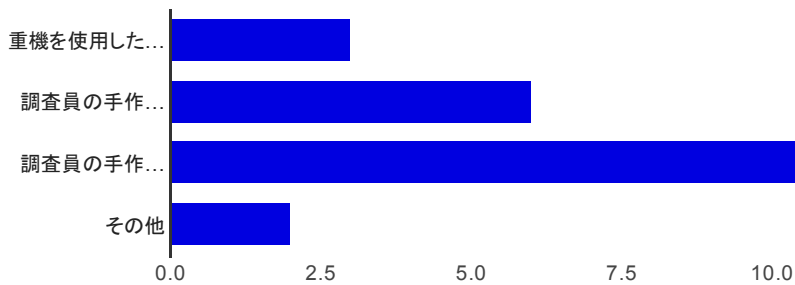
現状はないが、資源の採取に対する考え方がGGNでも統一されていないため、今後起こり得る。

6. ジオパークエリア内の地層・化石・鉱物等の発掘調査について

6-1. ジオパークエリア内に地層や化石、鉱物などの研究を目的とした発掘調査が行われている場所はありますか



6-2. ①もしくは②と回答された地域にうかがいます。その発掘調査の規模についてお聞かせください(複数回答可)



重機を使用した大規模な発掘	3	17.6%
調査員の手作業による発掘で原状復帰されないもの	6	35.3%
調査員の手作業による発掘で原状復帰されるもの	11	64.7%
その他	2	11.8%

6-3. 6-1で①と回答された地域にうかがいます。その対象と、どのような理由(基準)から発掘現場をジオサイトに設定しているかお聞かせください

富山市大山地域の恐竜足跡化石露頭。約600平米の地層面に、恐竜などの足跡化石が約500個発見されている。発掘で露出した地層断面では、直立樹幹や凝灰岩、ラミナなどの堆積構造が観察でき、地層面と合わせて、地層の学習、化石のでき方、化石の保存に関して、非常に効果的なサイトであるため設定した。

水源調査のためにボーリング調査を実施。

近辺で類を見ない層厚40mのローム層が観察できるため、教育利用のジオサイトに指定。

・当地域の学術的な根拠や地球活動を示すサイトとして設定

地質学的にきわめて貴重であり、教育への活用において有用であるため

※調査現場をジオパークとして見学することは無いが、佐渡全島がジオパークの範囲の為、ジオサイトに含まれている。学術的に貴重なものもある為、見学の為の整備が行われれば、一般人でもアクセス可能なジオサイトとする可能性がある。

発掘調査は常にしていない。調査の目的は価値の把握や保護範囲指定範囲の拡張の為、学術的研究に限られる。

6-4. 6-1で②と回答された地域にうかがいます。発掘現場について、ガイドツアーや博

物館活動、学校教育などで活用することはありますか



ある 7 53.8%

ない 6 46.2%

6-5. 「ある」場合、その発掘現場をどのように活用していますか。また、展示標本以外で化石等の試料を活用することがありますか

学生やツアー客に見てもらい楽しんでもらう。試料自体は標本とする程度。

年2回ほど、一般参加者を募り学習会で化石発掘を行っている。見つかった化石は、持ち帰らせずすべて資料室へ収蔵。研究に利用し、一部は展示している。

学習の場として、地域の小学生の見学、実際に触れるなどの活用を実施している。

・教育普及、ジオツアー ・発掘調査による露頭の価値を普及すること ・化石発掘体験

埋蔵文化財の発掘調査なので、埋め戻す前の現地見学会に活用するのみ。

・現地説明会の開催、研究成果の講演会 ・化石等試料について — 化石の型を取り、レプリカをつくるイベントを開催している

現地見学会としておもに活用している。解説用標本を別途用意している。

化石が観察できるジオサイトを訪れるジオツアーの実施回数は2年に1回程度で、ジオサイトの利用頻度は極めて低い。また、そのツアーを行う際にも、化石が観察・採取できる旨は掲載しない。さらに、化石が観察できる場所については、ジオサイトには指定しているが、パンフレットやwebサイトには載せていない。

露頭周辺での発掘自体は行われていない。過去のトンネル掘削時のストック岩石の調査が行われている。調査の体験としてツアーや教育などで利用している。また、現地近くは見学場所として整備している。教育施設において、展示以外の化石が発掘体験や調査体験で用いられている。

教育字の現地研修の場として活用している

6-6. 発掘現場の保全と活用について、困っていることなどありますか

特になし

推進協議会に声をかけて頂けたら、試料採取に関してアドバイスできるが、声をかけずに試料採取している研究者もいる。(GPに認定される以前から研究のフィールドとして活用しているため)

足跡化石の地層面は化石の保護のため、樹脂コーティングを行っているが、約10年経過し、樹脂が劣化している。再コーティングの費用が高額なため、その予算がなかなか認められない。

・保全と調査研究のバランス、節度ある発掘の部分に個人差があり、露頭を取扱者、地域内外で考え方が異なっていること

ガイドラインや審査基準が不明瞭でわからない

遺跡以外の場所の保全と活用のガイドライン、審査基準が未設定。

現在のところなし

地質地形ではないが、古墳の発掘調査などは以前から行われている。そこはジオポイントに含めている。

ない

現在、現地での発掘調査をしているわけではないので、特に困ったことはない。ただ、研究目的での化石調査であっても、様々な露頭で人の手による発掘が行われる。この点については、こういった考え方となるのか、はっきりしないところが気になる。

7. 地質関係物品(実物標本・加工品等)の販売について

7-1. ジオパークエリア内に、化石・鉱物をはじめ地質関係物品(実物標本、加工品等)の販売を行っている場所がありますか



ある 20 50%

ない 20 50%

7-2. 「ある」場合、それはどのような施設、事業主で行われていますか(複数ある場合は、それぞれ記載)

観光スポットで、主に海外から輸入したと思われる化石・岩石を販売。個人事業主。

博物館(友の会)、商業施設など

物産館、出荷協議会

地域あったが、2015年5月10日をもって販売を終えさせた。(業者の経済的な在庫処分後)

・黒曜石ストラップ等:土産物店・隠岐片麻岩のストラップ:土産物店

・地域内の石材を加工した墓石等の販売(石材店)・化石や鉱物の販売(民間の土産店)

企業博物館、琥珀の加工販売業者

各種石材業者

南阿蘇ビジターセンター(環境省)や阿蘇火山博物館(公益財団法人)など

ジオパーク協議会に参加していない事業主によって、ヒスイ・銘石加工販売(外国産、国内産)が行われている。ただし、糸魚川産ヒスイについては、ジオパーク施設で販売している。これは、GGN審査によって、伝統工芸として扱われたため。

複合商業施設内の店舗

・秋芳洞正面入口に繋がる秋芳洞商店街の各店舗(全て民間)で、パワーストーンなどの石製品のお土産を販売・石材店(全て民間)・大理石の加工販売(全て民間)

物産館(民間事業者)

土産物屋(個人) 観光施設 体験施設 など

道の駅において、黒曜石の販売が行われている。個人での販売で、産地は不明。

三笠市立博物館、三笠鉄道村において実物標本を販売 実物については、かなり以前に海外から購入したもので在庫分を販売。品物がなくなり次第販売は行わない予定。

ビジターセンター、観光案内所

道の駅等での黒曜石加工品の販売

河川や、扇状地上で砂利採取を行う業者がある。

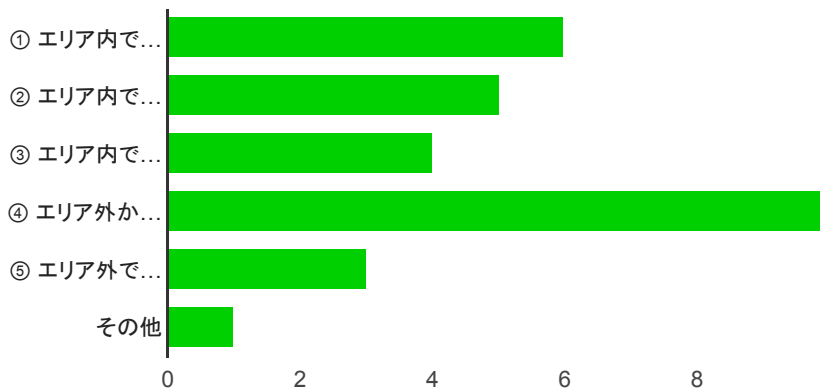
7-3. 化石・鉱物等の販売を行っている主体は協議会等に参加していますか



参加している(個人での参加も含む) **5** 17.2%

参加していない **24** 82.8%

7-4. 販売している化石・鉱物等はどこから得られたか、協議会の参加・不参加に関わらず把握している範囲で回答ください(複数回答可)



① エリア内で得られたもので、保全ルールや持続可能であるという科学的根拠に則り販売している **6** 31.6%

② エリア内で得られたものであるが、過去の生産物(在庫)を販売している **5** 26.3%

③ エリア内であるが、どのようにして得られたか不明 **4** 21.1%

④ エリア外から購入してきたもの **10** 52.6%

⑤ エリア外であるが出自は不明なもの **3** 15.8%

その他 **1** 5.3%

7-5. ①と回答された地域にうかがいます。それはどのようなルール、もしくは根拠のもとで行われていますか

採石法や町のまちづくり条例により、無秩序な開発や採石が行われないようになっている。

中岳の噴火で噴出し駐車場などにたまった捨てられる火山灰を教育目的で販売している。

砂利採取法に則り、事業がおこなわれている。河川のもの、活発な河川の浸食運搬活動が

あるため、比較的に持続的である。

国内産ヒスイ加工は、先述したように伝統工芸とみなされ、販売されている。ただし、建前は、人による小規模採集(小さなヒスイを手で拾う)を行っているという判断であるが、実際は、昔集めた大きなヒスイ原石の在庫を使用している場合もあり、また、建設業従事者からの石の持ち込みもあるようである。

自然公園法、採石業法に基づく。また、隠岐片麻岩については端材をストラップに活用している。

7-6. 7-4で④と回答された地域にうかがいます。エリア外からの購入について、どのようなルール、もしくは根拠のもと行われていますか

・教育的な観点や単に経済的な理由、よって、取りやめさせた。

不明

標本販売業者からの購入

未調査

ルール、根拠は不明。

相当古い時代に購入されたもので、当時の根拠やルール等は不明

海外からの輸入品

販売主は、ジオパーク協議会に参加していない。彼らは、仲買人を通して、おもに海外産ヒスイ(別の石も)を購入し、販売している。

7-7. 化石・鉱物等を体験学習等の目的で採取(購入)し、加工・販売などが行われていますか



行っている 12 37.5%
行っていない 20 62.5%

7-8. 「行っている」場合、それはどのような場所から採取(購入)していますか。また、持続可能性は考慮されていますか

ジオパークのエリア内に化石採集場がある(ジオサイトには指定していない)。これは、化石が多産する場所を市が過去に開発した。持続可能性については、以下の2点を考慮している。

(1)同じ層準の地層が露出する別地点を保全する計画を立てている。そこは石炭の露天掘り跡で、ジオサイトにも指定している。化石だけでなく良質な石炭が今でも採取できることから、露頭および周辺区域を整備する。(2)現在のペースで来場者が続いた場合、化石採集場の対象となる地層がどの程度持続するのか検討する予定。

法令による規制対象外の地域、方法、分量の範ちゅうにおいて、インタープリター指導のもと行っている。ただし、地質学的勝ちが相対的に低いと思われる軽微な採集に留めている。

中岳の噴火で噴出し駐車場などにたまった捨てられる火山灰を教育目的で販売している。現在

<p>の噴火の状況を説明し学ぶためのものであり、捨てられてしまうものを活用しているので、永続的に販売することを考えていない。</p>
<p>博物館の体験メニューまたは採掘場で採掘したもの。小規模にして持続性を一部考慮している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・黒曜石の採掘・加工業者から購入し体験学習で活用している。
<ul style="list-style-type: none"> ・国有林内でかつて商工業目的で黒曜石の採掘が行われ、その在庫を国有林を管理する森林管理署および個人事業主が保有している。現在、石器づくり等の体験学習のため、その在庫品を年間400kgほど購入している。・現在、採掘は行われておらず、今後も行わないことを森林管理署と協議済みであるため、在庫が無くなった際の黒曜石の代替品およびリサイクルの方法について試行錯誤しているところである。
<p>川原の転石 例年台風などによる河川の浸食により、転石は供給される</p>
<p>マダガスカル産のコパル</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・勾玉加工キット(500円)は、海外産滑石を使用している。業者から購入して体験学習に使っている。まずいのではないかと思いつつも、継続して使用。・「化石の谷」(化石採集場、1時間300円、石灰岩中の化石)に使用している石灰岩は、石灰石鉱山から運搬している(ダンプ代のみ支払)。GGN審査では、鉱石の端材利用とみなされ、問題なしとされている。 ・恐竜化石発掘地で調査研究を終えたと考えられる岩石を使用・岩石の供給が続くと考えられているため、それに変わるサイエンスの体験を創出する必要があると感じる。
<p>海外産のものを購入している。持続可能性の考慮は不明(まだそこまで話し合いが進んでいない)。</p>
<p>業者からの購入</p>

7-9. 7-7で「行っている」と回答された地域にうかがいます。その加工・販売は、来訪者にどんなことを伝える(伝えたい)ためですか

<p>鉱物に直接に接することにより、肌で地質史や人間の歴史を感じてもらうため。</p>
<p>人類の資源利用とモノづくりの原点を、体験を通して学んでもらい、今後の社会について考えてもらいたいため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・隠岐の歴史を作った黒曜石が古代からどのように使われていたかをつたえるため。
<p>噴火という現象や火山灰そのものへの理解の向上</p>
<p>主に子どもたちに対して地球のすばらしさを感じてもらうため。また、露頭から化石を採集することで、地層の成り立ちや時代背景について、ひいては地球科学への興味・関心をもってほしいとも考えている。</p>
<p>地元の子供達および地域外の子供達の学習のため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・勾玉づくり:天然石を利用して、大昔の人々の加工技術の工夫や苦勞を学ぶ。・化石の谷:本物としての化石の価値、貴重さを学ぶ。今は、化石の同定サービスだけであるが、標本づくりのような指導もあれば、より化石の大切さを伝えることができると思う。学習プログラムの充実が必要であると認識している。
<p>自然の不思議、地域の魅力</p>
<p>自然の神秘や不思議さを伝えるため</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・なぜここで化石が産出されるのか・変動する大地と化石の移動
<p>理科教育において教科書だけでなく、本物の教材を用いた授業など行い理科に興味をもってもらう</p>

7-10. 協議会に参加していない加工・販売業者と、持続可能な社会発展を展望した話し合いをもったことがありますか。あるいは計画や構想がありますか



ある 3 10.7%
ない 25 89.3%

7-11. 「ある」場合、その具体的な内容についてお聞かせください

・現GGNガイドラインに基づき海外から輸入化石や鉱物の取扱いの協議や文書での通告している

ヒスイ加工販売業者は、どこも家族経営で高齢化しているので、組合化して糸魚川産のみのヒスイ加工販売に特化するように持っていくことを考えている。しかし、生業を壊して経済被害を与えてはならないので、情勢の変化に応じて、事業主の自主性を尊重しながらの長期的課題であると認識している。

採石業者や大理石加工業者、石製品を販売する事業者との意見交換をこれまでに14回行った。内容は、ジオパークとは？といったことから、ジオパーク活動への理解、保全と活用のバランスについてなどである。

ガイドラインを渡し、岩石販売を行っている場所でジオロゴを掲げた商品を販売することはできないことを岩石販売を行っている方々の中心人物に伝えた。その方から、他の販売に関わる人へたちへジオパーク内での岩石販売に関することを周知してもらい、今後、どのように展開していくか検討することとなっている。推進室が今後具体的にお願ひしたいと考えていることは、以下の2点である。①岩石から値札をはずす(将来的には岩石に代わる商品の販売に切り替え)②石ではなく歴史を売る 例)佐渡の赤玉地域に産出する「赤玉石」は、赤玉地域の家が洪水で流された際、石を売って得たお金で地域の家を全て建て直したという歴史がある岩石である。石を売るのではなく、店に行けばこのような話を地元民から聞くことができるような仕組みづくりを行っていきたい。

7-12. 化石・鉱物等の販売(体験学習も含む)について、困っていることなどありますか

ガイドラインが不明瞭であること

持続可能なガイドライン作り

川原の転石については持続可能性を検討しているが、化石採集などは持続可能性がない。しかし、子どもたちに体験させる教育としては実施したいと考えている。対応策として協議会事務局主催の化石発掘イベントを年に一度行い、それ以外では化石の採集は行なわないようにし、乱掘を防止している。また化石採集イベントでしげんの重要性を説明している

ガイドラインや審査基準が明確でない。

日本ジオパークとして、化石等の採取に関するガイドラインが明確に定められていないこと。

ガイドラインや審査基準が不明瞭で扱い方がわからない。

なし

学習などの特別な場合のみ許可して岩石を持ち帰らせているが、それ以外の場合を禁止する罰則がないため、強く禁止できない。

現状はないが、資源の採取に対する考え方がGGNでも統一されていないため、今後、判断に困る可能性がある。

対処法が多岐に渡るため、対応策のフローチャートが必要。半世紀近く岩石の販売に関わってきた方に、急に生業を変えてほしいとは言いづらい。石の販売をやめたいと思うほどの魅力を創出し、提案しなければならない。

GGNのガイドラインでは石製品の販売は禁止とされているが、実際には販売している世界ジオパークが複数あるなどガイドラインが不明瞭である。また、JGCでも人によって考え方が異なり、審査における統一見解がない。

その他、ジオパークに関わる資源の保全と活用の両立について、課題や困っていることなどをご記入ください

糸魚川ジオパークでのヒスイや隠岐ジオパークにおける黒曜石などのように、本地域における採石や大理石の加工販売も昔から続く「文化」と考えているが、そのことをどのようにしてアピールしていくのがよいのか。そもそもどこからが「文化」として認められるのかがわからない。

それぞれ生業の立場があり、さしあたりジオパークエリア内での一体化には時間を要する

浜辺の貝殻や造礁サンゴの死骸(骨格)採取・販売に規制は必要か。

当ジオパークのメイン・ジオサイトは地形と生態系が密接に関わっており、貴重な動植物が多数生息することから、地域の自然保護団体が注意深く見守っている。ジオパークの認定により、訪問者数が増加、生態系に影響を与えることが懸念されている。現在、特に困っていることはないが、今後保護団体との連携が課題になる可能性がある。

.

鉱山や採石場、さらに地質標本の販売の問題は、資源枯渇と採掘行為による自然破壊のようなので、理屈や策を考えず素直にGGNの指導を守るつもりである。しかし、鉱山や採石場で採掘する資源は生活必需品であることが多く、ジオパーク側は鉱山の営みに対し、ある程度理解を示す必要があるのではないかと。採掘行為が自然破壊だという認識についても、採掘後の緑化や植生復帰の義務付けをすれば許されるなどの歩み寄りも必要ではないか。自然エネルギーを効率よく取り出せる技術革新、物質資源のリサイクル技術の開発が遂げられる前の今の段階において、持続可能な利用のすすめ方を、ジオパークがどうとらえて、実現していくのか時間軸の整理も必要ではないか。

日本ジオパークとしての保全と活用のガイドラインを定め、各ジオパークの現状・取り組み例・その評価や効果などを合理的に共有することができる場ができるだけ早く必要。

○どこで化石がとれますか？という質問に答えることができない ⇒全島がジオパークの範囲であるため、仮に名勝地からはずれていたとしても化石採集は控えてもらいたい。しかし、化石や鉱物採集を目的に佐渡を訪れる団体もいる。) ○ガイドの教育 薄片実習でジオサイト内の岩石薄片を作らせたいが、岩石の採集が申請をしなないとできないので、現実的ではない。

何を保全することが保全なのか、難しいものがある。活発な浸食活動により、谷や崖などの崩れることが自然状態である場合、自然に崩れさせることが保全なのか、露頭などに網をかけることや、固めてしまうことが保全なのかどうか、等。たとえば、砂防堰堤は土砂移動を制限し、地

学的に自然な状態を妨げるものになるが、崩壊地の安定化をもたらし、動植物の生息を促したりする。何を基準に考えるか、によって状況は変わるため、なにが正しいのかは、結論の出しにくいこととなると思われる。参考までに、ユネスコエコパークはジオパーク同様、法的拘束力はもっていません。

ジオパーク内で経緯不明の岩石・化石の販売事例はあるが、個人事業主が行っている販売活動であり、協議会としては禁止することはできない。

露頭については、学術関係者によるものと思われる削剥がたびたび行われることがある。おそらく試料採取のためと思われるが、露頭の削り方によっては数ヶ月にわたって観察に支障をきたすような事態も起きた。学術関係者の露頭の取り扱いに対するモラルの向上が必要である。その一方で、いくら丁寧に露頭を活用しようとしても、露頭を使えば必ず削られ、地域遺産は失われていく。「使いながら守る」のを実現するのは本当に難しい。

・地域住民は、地域資源を活用するためには、保全が前提であるという認識が低いことが課題となっている。

今回のアンケートについて、当地域は準会員で協議会が未組織、ジオサイトなどの検討や選定を行っているところなので、ほとんどの質問について適切に回答できません。申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

四国西予ジオパークではまだ資源の保全と活用の両立について協議を持ちあった場所がほとんどありません。この研修を機会にして、資源の保全と活用の両立について庁内に推進している職員を含めたWGを立ち上げて共に考えていくなど、これから具体的に動いていくためのきっかけをこの研修会で作れたらと思っています。いろいろ勉強させて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

認定後にどのような展開となるか読めない状況であることから、その対応について、既認定団体の活動を研修会において取得したい。